

土地に関する各種台帳等の情報連携の 高度化の取組状況について



令和2年3月
内閣官房IT総合戦略室

世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定)

II 施策集

II-(7) 情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】

○ [No.7-12] 土地情報連携の高度化

- 一 土地に関する各種台帳等(不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等)について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。
- 一 地方公共団体におけるシステムの状況及びニーズの調査(アンケート)を実施し、その結果を踏まえ、登記済み通知書CSVデータの取込に係る負担の削減等の為の方策や、その展開方法について検討を行い、令和元年度中にその方針を決定。また、各種台帳等において不動産番号等を収録するため、そのコスト・労力の規模等を踏まえ、当該不動産番号等の収録方法や収録計画(制度的手当の要否を含む。)について検討し、令和元年度中にその方針を決定。さらに、アンケート結果を踏まえ、各種台帳等の管理システムについて、中長期的なシステムの更改のスケジュールに合わせて、データ項目・標記等の標準化・共通化の検討を行い、見直しを実施。
- 一 これにより、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生防止等が期待。

KPI(進捗):

登記済通知書CSVデータの取込に際しての手間の削減等のための方策及びその展開方法の方針の決定(令和元年度中)
不動産番号等の収録方法や収録計画の方針の決定(令和元年度中)

KPI(効果):

登記済通知書CSVデータを活用する地方公共団体数

土地に関する各種台帳の情報連携の高度化の検討状況 (不動産登記情報と固定資産課税台帳の情報連携)

土地に関する各種台帳の情報連携に向け、まずは、不動産登記情報と固定資産課税台帳の情報連携を中心とした検討を行っているところ。(現時点では、登記所から市町村へのデータのオンライン提供を想定)

令和2年1月開始の登記済通知データのオンライン提供を受けて、自治体における固定資産課税台帳への効率的なデータ取込を実現するための負担削減等の方策についてを実現する検討を開始。令和元年度は、固定資産課税台帳を管理する自治体システムの状況やニーズについてアンケートを実施し、その結果から、登記済通知データを活用するに当たっての課題や今後検討を進める事項を整理。

市町村と法務局のオンライン連携 (概要)

登記済通知データについて、
登記所は、連絡用連携サーバに登記済通知データをアップロード。
自治体は、連絡用連携サーバにアクセスし当該データをダウンロード。

登記済通知データ取込
の
手間削減等検討

市町村A



市町村B



市町村C

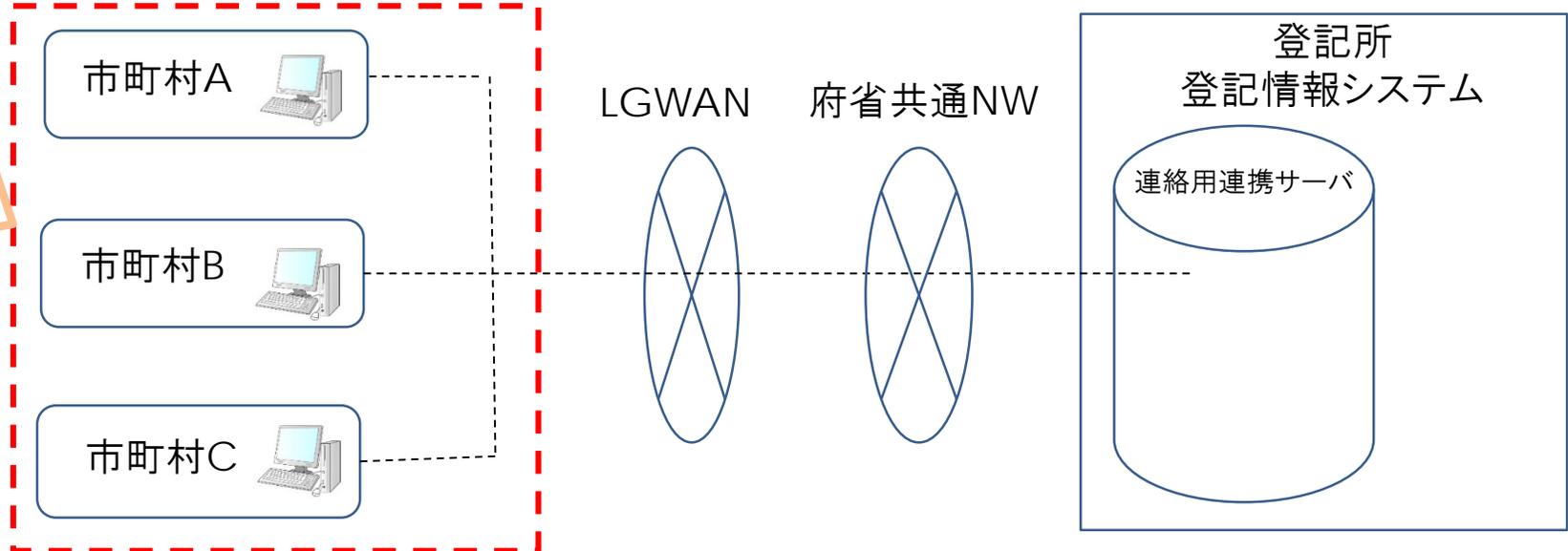


LGWAN

府省共通NW

登記所
登記情報システム

連絡用連携サーバ



登記済通知データの活用に向けた方向性

登記済通知データの活用による手間削減を実現するため、今後、検討事項の具体化を進めて、令和2年度以降に実際に自治体やベンダー等にヒアリング等を実施し、その結果を基にモデル仕様書や登記済通知データ活用マニュアルの作成、今後取り組むべき課題の整理を行う予定。

○ 検討事項(案)

1. 不動産番号の活用の検討

- (1)各種台帳の情報連携を実現するための不動産番号を収録するためのコスト・労力の検証
(登記事項要約書(全件データ)の活用の検討も含む。)
- (2)不動産番号の収録方法(例:不動産登記(筆)単位と課税単位が異なるケースの附番方法)等の検討

2. 不動産登記情報と固定資産課税台帳の情報連携の検討

- (1)登記済通知データの自動取込みを実現するための、システム要件の検討
- (2)不動産登記情報と固定資産課税台帳の情報連携に当たり課題となる事項(データ項目や表記に関する課題)の抽出

- モデル仕様書の作成・展開
- 登記済通知データ活用マニュアルの作成・展開
- 今後、取り組むべき課題の整理